

再就職のための

教育訓練（職業教育）費用に

二〇万円給付されるのを

して頂けますか

NHKニュースでも流れましたが、この不況で職を失った人などが、なにかあたらしい技術、技能を身につけるため、教育訓練施設にかよい資格などを得ようとする動きが高まっています。

労働省はこうした人にその費用の一部を給付する制度をつくっています。

新潟県の労働商工部職業安定課で資料をいただきました。その要点をコピーして掲載します。くわしくは、各地の職業安定所にこのパンフがあります。また説明もしていただければと思います。高校の先生方、高校を卒業しつとめて五年以上たって失業した教え子の再就職する相談に乗られた時の一助にしてください。

## 平成10年12月1日から教育訓練給付制度がスタート

教育訓練給付の支給申請を行う場合は、  
このリーフレットをお読みいただき、適正な手続を行ってください。

### 教育訓練給付制度とは…

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の新しい給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が、労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の80%に相当する額（上限20万円）をハローワーク（公共職業安定所）から支給します。

### 例えばこんな講座が…

教育訓練給付制度では、情報処理技術者資格、簿記検定、社会保険労務士資格などをめざす講座や、ビジネスキャリア制度の認定を受けているホワイトカラーの専門的知識・能力の向上に役立つ講座など、働く人の職業能力アップを支援する多彩な講座が指定されています。

指定内容は、「労働大臣指定教育訓練講座一覧」にまとめられており、お近くのハローワークで閲覧できます（平成10年11月中旬以降）。

# 1. 教育訓練給付金の概要

## 支給対象者は…

教育訓練給付金の支給対象者(受給資格者)は、次の①又は②のいずれかに該当する方であって、労働大臣が指定する教育訓練を修了した方です。

### ①雇用保険の一般被保険者

労働大臣が指定した教育訓練の受講を開始した日(以下「受講開始日」\*という。)において雇用保険の一般被保険者である方のうち、支給要件期間\*\*が5年以上ある方。

### ②雇用保険の一般被保険者であった方

受講開始日において一般被保険者でない方のうち、一般被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が5年以上ある方。

## 支給額は…

労働大臣が指定した教育訓練を受けて修了した場合、その受講のために受講者本人が教育訓練施設に対して支払った教育訓練経費\*\*\*の80%に相当する額をハローワークより支給します。

ただし、その80%に相当する額が、20万円を超える場合の支給額は20万円とし、8千円を超えない場合は教育訓練給付金は支給されません。

# 2. 支給申請手続

教育訓練給付金の支給を受けようとする場合、次のような支給申請手続が必要です。

## 申請者と申請先は…

教育訓練給付金の支給申請手続は、教育訓練を受講した本人が、本人の住所を管轄するハローワークに対して、下記の書類を提出することによって行います。

代理人、郵送(その場合不慮事故防止のためできるだけ簡易書留で)によって提出することも可能です。

## 提出書類は…

### ①教育訓練給付金支給申請書

(教育訓練の受講修了後、教育訓練施設が用紙を配付します。)

### ②教育訓練修了証明書

(教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練修了を認定した場合に発行します。)

### ③ 領収書

教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行します。なお、クレジットカード等による支払いの場合は、クレジット契約証明書（又は必要事項が付記されたクレジット伝票）が発行されます。

### ④ 本人・住所確認書類

申請者の本人確認と住所確認を行うための、官公署が発行する証明書です。具体的には、運転免許証、国民健康保険被保険者証、雇用保険受給資格者証、住民票の写し、印鑑証明書のいずれかです（コピー不可）。郵送申請の場合は、事故防止のため住民票の写し、印鑑証明書のいずれか（コピー不可）に限ります。

### ⑤ 雇用保険被保険者証

（雇用保険受給資格者証でも可能です。コピーでも可能です。）

### ◎ 委任状（代理人による提出の場合に必要です。）

#### 申請の時期は…

教育訓練の受講修了日の翌日から起算して1ヶ月以内に支給申請手続を行って下さい。これを過ぎると申請が受け付けられません。

ただし、平成11年2月28日までに教育訓練の受講が修了した場合に限り、支給申請期間は同11年3月1日～3月31日となります。

※虚偽の届出、その他不正な行為により教育訓練給付を受け、又は受けようとした場合は不正受給となり、厳しい処分を受けることとなりますので適正な手続を行って下さい。

## 3. 支給要件照会

#### 支給要件照会とは…

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における、教育訓練給付金の受給資格の有無と、さらに、受講を希望する教育訓練講座が教育訓練給付制度の労働大臣の指定を受けているかどうかについて、希望に応じて、ハローワークに照会することができます。

受講開始（予定）日現在で、一般被保険者資格の喪失日から1年以内かどうか、支給要件期間が5年あるかどうか明かでない方は、この照会によってあらかじめ確認しておくことをお勧めします。

#### 支給要件照会の方法は…

ハローワーク又は教育訓練施設で配付する、「教育訓練給付金支給要件照会票」用紙に必要事項を記入し、本人来所、代理人、郵送のいずれかの方法によって、本人の住所を管轄するハローワークに提出して下さい。その際、本人・住所の確認できる書類（支給申請手続の場合の「④本人・住所確認書類」と同じ。ただしいずれもコピー可。）を添付してください。代理人の場合は、さらに委任状が必要です。また電話による照会はトラブルのもとになるおそれがありますので行いません。

照会結果は、「教育訓練給付金支給要件回答書」によってお知らせします。